

指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所運営規程

小松島病院

（事業の目的）

第1条 医療法人道志社（以下「事業者」という。）が開設する小松島病院（以下「事業所」という。）が行なう指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「従業者」という。）が、計画的な医学管理を行なっている医師の指示に基づき、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 二 事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 三 訪問リハビリテーション等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 小松島病院 訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 徳島県小松島市田浦町字近里 83 番地 11

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師 1名以上（常勤兼務 1名以上）
- (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示及び（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき、居宅を訪問し事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日の年末年始は休日とする。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
尚、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 訪問リハビリテーション等は、主治医の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画に沿って行う。

(訪問リハビリテーション等の利用料その他の費用の額) ※別紙利用料金表のとおり

第7条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

二 前項に定める額のほか、第10条の通常の事業の実施地域を超えて行う訪問リハビリテーション等として、次に掲げる額の支払いを利用者から受けることができるものとする。

(1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル未満 100円/1回

(2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル以上 200円/1回

三 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等における対応方法)

第8条 事業の提供を行なっている時に、利用者に病状の急変、他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、必要な措置を行なうものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

二 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所(介護予防に当たっては地域包括支援センター)等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、小松島市、徳島市、阿南市、勝浦町とする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

二 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の了解を得るものとする。

(衛生管理等)

第 12 条 事業者は、利用者の使用する施設、設備、飲用水等の衛生的な管理に務め、必要な措置を講ずる。

二 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、まん延しないように次の対策を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族など利用者を現に養護擦る者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 事業者は、従事者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

二 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

四 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人道志社と事業所の管理者の協議により定めるものとする。

附則

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。